

3 歳未満新規申請診断書調査票

- 1 身体障害者認定基準によると幼児の認定については概ね3歳以降に行うこととなっておりますが、現時点での障害認定について適当と判断された理由をお教え下さい。



- 2 福祉サービス（補装具・手当・自立支援サービス等）の受給を目的としての障害認定の場合、どのような福祉サービスの受給を考えて判断されたか具体的にサービス名をお教え下さい。

